

五種混合ワクチンについて

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください～

1. 病気の説明

(ア) 百日せき

百日せき菌の飛沫感染で起こります。1950年から百日せきワクチンの接種が始まって以来、患者数は減少してきていますが、ワクチンの免疫効果が減ってくる学童から思春期、成人の百日せきがみられ、乳幼児への感染源となり重症化することがあるので注意しましょう。

百日せきは、普通のカゼのような症状ではじまります。続いてせきがひどくなり、顔をまっ赤にして連続的にせきこむようになります。せきのあと急に息を吸い込むので、笛を吹くような音が出ます。熱は通常出ません。乳幼児はせきで呼吸ができず、くちびるが青くなったり（チアノーゼ）、けいれんが起こることがあります。肺炎や脳症などの重い合併症を起こします。乳児では命を落とすこともあります。

●飛沫感染（ひまつかんせん） ウイルスや細菌がせきやくしゃみにより細かい唾液や気道分泌物につつまれて空気中へ飛び出し、約1mの範囲で人に感染させることです。

(イ) ジフテリア

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。現在では患者発生数は年間0～1名程度ですがジフテリアは感染しても10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は発症が出ない保菌者となり、その人を通じて発症することもあります。

感染は主にのどですが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜ができて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺をおこすことがあるため注意が必要です。

(ウ) 破傷風

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、筋肉のけいれんを起こします。最初は口が開かなくなるなどの症状が気付かれ、やがて全身のけいれんをおこすようになり、治療が遅れると死に至ることもある病気です。患者の半数は本人や周りの人では気がつかない程度の軽い刺し傷が原因です。土中に菌がいるため、感染する機会は常にあります。また、妊娠中の母親が抵抗力（免疫）をもっていれば出産時に新生児が破傷風にかかるのを防ぐことができます。

(エ) ポリオ（急性灰白髄炎）

ポリオウイルスはヒトからヒトへ感染します。感染したヒトの便内に排泄されたウイルスが入りのど又は腸に感染します。感染したウイルスは3～35日（平均7～14日）腸の中で増えます。しかし、ほとんどの場合は症状が出ず、一生抵抗力（終生免疫）が得られます。症状が出る場合、ウイルスが血液を介して脳・脊髄へ感染が広がり、麻痺を起こすことがあります。ポリオウイルスに感染すると100人中5～10人は、カゼ様の症状を呈し、発熱を認め、続いて頭痛、嘔吐があらわれます。

また、感染した人の中で、約1,000～2,000人に1人の割合で麻痺を起こすことがあります。一部の人には、その麻痺が永久に残ります。麻痺症状が進行し、呼吸困難により死亡することがあります。

(オ) ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（細菌性髄膜炎）

インフルエンザ菌、特にb型は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、敗血症、肺炎などの重篤な深部（全身）感染症（侵襲性感染症ともいいます。）を起こす、乳幼児にとって問題となる病原細菌です。Hibによる髄膜炎は平成22（2010）年以前は、5歳未満人口10万人対7.1～8.3とされ、年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推定されていました。また、生後4か月～1歳までの乳児が過半数を占めていました。（厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の資料による。）

現在はHibワクチンが普及し、侵襲性Hib感染症はほとんどみられなくなりました。

2. 接種について

五種混合ワクチンを使用し、合計4回皮下又は筋肉内に接種します。**生後2か月から7歳6か月未満の方が対象**です。標準的接種スケジュールは、生後2か月～7か月までの間に20日以上（標準的には20～56日）の間隔をあけて初回接種3回を行い、追加接種として初回接種（3回目終了）終了後、6か月以上（標準的には6か月～18か月）の間隔をあけて1回接種します。

3. 五種混合ワクチンの副反応

五種混合ワクチンのクイントバック、ゴービックいずれのワクチンも主な副反応として接種部の紅斑、腫脹、硬結、発熱が認められています。なお、重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳症、けいれんなどがあらわれることがあります。

4. 予防接種を受けに行く前に（一般的注意事項）

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃からお子さんの体質・体調等の健康状態によく気を配って下さい。何か気になることがあれば、かかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、以下の注意事項を確認したうえで、予防接種を受けるかどうか判断ください。

- ①接種当日はお子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体調が悪く思ったら、かかりつけ医に相談のうえ接種の判断をして下さい。
- ②受ける予定の予防接種について、通知や説明等をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解して下さい。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
- ④予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもってしっかり記入ください。
- ⑤医療機関へはお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行って下さい。予防接種は、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

5. 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合、及び免疫抑制を来たす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が接種は不適切な状態と判断した場合

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けたあと 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1 週間は副反応の出現に注意して下さい。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④当日ははげしい運動は避けましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。